

- Q 1 在留期間の更新はいつからできるか。
A 期間満了の約 2 か月前から申請できる。
- Q 2 申請書はどこで手に入れるか。
A 入管の窓口か入国管理局のホームページからダウンロードできる。
- Q 3 期間満了日に入管が閉まっている場合。
A 休日後の最初の開庁日であれば申請可能。しかし余裕を持って申請すること。
- Q 4 更新申請をして審査の結果を待っている間に、期限が過ぎた場合はどうなるか。
A 新しいビザ(在留期間更新許可)をもらうまで、あるいは満了の日から 2 ヶ月を経過する日のどちらか早い日まで在留できる。申請から 50 日たっても通知がない場合は入管へ連絡しよう。
- Q 5 期限 1 ヶ月前に申請して、まだ有効な再入国許可がある場合、結果が出る前に出国しても大丈夫か。
A 在留期間が残っていて、再入国許可が切れるまでに入国すれば問題ない。
- Q 6 「就学」と「留学」が統一されたそうだが、今「就学」で日本語学校に在学している。何か手続きが必要か。
A そのまま「留学」とみなされるので、必要なし。
- Q 7 日本語学校へ通う就学生。1 日 4 時間以内のアルバイトの許可をもらっているが、1 週間 28 時間以内でバイトしてもよいか。
A 改めて申請する必要がある。
- Q 8 パスポートの有効期限が切れそうだがどうすればよいか。
A 自国の大使館・領事館で更新手続きをする。入管では期限切れのパスポートには証印できない。しかし、在留資格証明書を発行してそれに証印してくれる。
- Q 9 新しいパスポートになったが、古いパスポートの証印は移してくれるか。
A 証印転記の申請をすれば、移してくれる。無料。必ずしも転記をしなければならないことはないが、2 冊あるいは 3 冊と携帯・保管するのは不便である。
- Q 10 日本を一時離れるときはどうすればよいか。
A 再入国許可を申請すればよい。入管で即日くれる。3000 円の一回だけ有効と何回

も使える6000円の数次許可がある。

Q11 アルバイトはできるか

A 資格外活動許可を申請する。留学生は1週間に28時間以内。通常は大学が留学生に代わって申請してくれる。個人で申請するときは、簡単な契約書などが必要。

Q12 家族滞在の在留資格を有するが、アルバイトはできるか。

A 1週間に28時間以内であれば、留学生と同じように資格外活動許可をもらってできる。

Q13 文化活動の在留資格で滞在するものは、アルバイトできるか。

A 特別な場合を除いて、資格外活動許可をもらうのは難しい。